

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 15 件、陳情 4 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町生きがい創作館）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「施設の利用状況はどうか。また、利用者やスタッフからはどのような声があるか」との質疑に対し、当局より、「年間 2,300 人ほどに利用していただいている。陶芸教室のほか、料理教室や木工教室も行っている。利用者に人気があり、募集を開始してすぐに定員がいっぱいになる教室もある。陶芸は利用者の 2 割ほどが市外から参加される方で、皆さん熱心に学んでいる」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 122 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市十文字町健康福祉センター）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理の課題はあるか」との質疑に対し、当局より、「早い時期での譲渡を考えていたが、相手側の都合もあり、もう 1 期指定管理を継続するという事になった。サービス等に関しては介護保険事業での利用者もいるので、社会福祉協議会へ引き続きお願いしたいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 126 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「非常に安い入浴料だが、経営的に大丈夫なのか」との質疑に対し、当局より、「年間 9,000 人から 10,000 人ほどの方に利用していただいております。山内地域外から来られる方も多くいる。高齢者福祉のための

入浴サービスという位置付けで安い入浴料金を設定していることや、社会福祉協議会において非常勤職員を雇用し、受付業務と日常的な管理業務にあたっていただいていることなどを考慮して指定管理料を算出している。市は指定管理により入浴サービスを提供し、社会福祉協議会では福祉センターとしての事業を同所で行っており、業務の棲み分けをしてうまく連携して行われていると考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 127 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大雄地域福祉センター）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 128 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市立県南愛児園「ドリームハウス」）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「子どもたちのプライバシーを守る点が非常に難しいと聞いていたが、どのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「国が示す社会的養護の方向性では、家庭的な環境で子どもたちを育てて行くという方向になっている。愛児園の中でも仕切りをするなど配慮をしているが、まだ十分とは言い切れない状況である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 129 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市サンハイム）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「安全安心に生活できる施設を目指すと同時に、自立できるよう母子をどんどん支援していかなければならない、という相反する面があり、対応するスタッフも悩みが多いことだと思うが、行政と指定管理者とで打ち合わせなどはしっかりなされているか」との質疑に対し、当局より、「子育て支援課に母子自立支援員がおり、年に 1 回は必ず入所者と面接をして状況を確認している。また指定管理者とも施設の不具合箇所なども含めて随時打ち合わせを行っている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 134 号 平成 30 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 135 号 平成 30 年度横手市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「地域支援事業費の中のミニデイサービスについて、その取扱いはどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「ミニデイサービスの対象者が、「自立者」から「事業対象者」へと国の方針が変わって総合事業に移ったため、現状の事業の状況では特別会計へは予算措置ができず、一般会計への予算措置となった」との答弁がありました。

また、「ミニデイサービスの利用者もチェックリストを使用して要介護と判定された場合は、また介護保険での対応になるのか」との質疑に対し、当局より、「ミニデイサービスを利用するための自立の判断として、チェックリストを活用している。利用開始時にチェックリストにチェックが入らないので、自立だからミニデイサービスを使うというようなやり方をしてきたが、現在は国全体の流れとして、しっかりとした目標を持ったサービスを展開するものに対して介護保険の交付金を使っても良いというような形になってきている。チェックリストを基にして該当した方に関しては介護の事業所へ、自立の方に関してはその方がやりやすいような形で独自で事業を作り出すことができるよう市としてバックアップしていく考えである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 136 号 平成 30 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 139 号 平成 30 年度横手市病院事業会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 145 号 損害賠償の額を定めることについての 2 件については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、いずれも起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 147 号 平成 30 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 148 号 平成 30 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「地域包括支援センターは有資格者がいることが原則だが、不足する現状の中、来年度以降どのように対応するのか」との質疑に対し、当局より、「現状は非常勤職員で対応しているところもある。ケアマネージャーについては昨年 7 月から欠員となっており、引き続きハローワークを通じて募集しているが、なかなか応募が無い状況となっている。また産休、育休もあるので、専門職の配置について人事課と調整をしていく予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 149 号 平成 30 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「福祉の現場は臨時職員が多くいるが、給料や待遇面での配慮はあるか」との質疑に対し、当局より、「昨年からは給料の改定と夜勤手当 1 回 5,000 円を新設するなど待遇改善を行っている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 151 号 平成 30 年度横手市病院事業会計補正予算（第 3 号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 30 第 18 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員を国に求めることについては、特に意見はなく、討論では、青山豊委員より、賛成の立場で、「人手不足によって現場に負担がかかっているという現実は深刻であり、それを改善せずに放置することはひいては患者、利用者にも負担をかけることになることから陳情の願意は妥当と考える」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 30 第 20 号 全国を適用地域とした看護師の特定最賃の新設を国に求めることについては、特に意見はなく、討論では、青山豊委員より、賛成の立場で、「看護の現場は慢性的な人員不足が続いていると受け止めている。特定最低賃金の新設は離職を防ぐ人員確保の策としては有効だと考える。以上のことから陳情の願意は妥当と考える」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情 30 第 21 号 75 歳以上の後期高齢者医療自己負担を 2 割にしないことを国に求めることについては、特に意見はなく、討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「年金はどんどん下がっており、老後破産といった言葉もたくさん出てきている。どこまで生きるかという点では区切りがつかない訳であり、そのような時に医療の保障が無ければ医療機関の受診が阻害され、結局は手遅れになってしまい医療費もかえって膨大になるという結果につながる。そのような事からせめて今まで通りとして欲しいという事で賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情 30 第 23 号 福祉灯油の実施については、特に意見はなく、討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、「一時的に今は原

油価格が下がっているが、これがいつまで続くか分からない。生活保護費はどんどん引き下げられていることもあり、生活保護世帯では11月から3月までの灯油代というのは全部生活費に回ってしまうという状況がある。市では暖房費の値上がりを見込み予算を補正しており、公平な考えとして一般の人たちにも考慮するべきではないかと思う。もう一つ、クリーニング業や運送業など影響を大きく受ける人たちは大変だろうと思う。是非市で調査して何らかの助成措置を検討するべきではないかと言及している点を評価すべきだと考え、願意は妥当と認め、賛成する」との討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。